

○習志野市個人情報保護条例

平成10年12月24日

条例第22号

改正 平成15年3月31日条例第1号

平成16年12月24日条例第27号

平成17年3月31日条例第1号

平成27年9月30日条例第21号

平成27年12月25日条例第27号

平成27年12月25日条例第28号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱い（第6条—第12条）

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等（第13条—第30条）

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第31条—第35条）

第4章 雑則（第36条—第39条）

第5章 罰則（第40条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、市政に対する信頼の確保に資することを目的とする。

（平16条例27・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者及び議会をいう。
- (5) 公文書 習志野市情報公開条例（平成9年条例第17号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (6) 電磁的記録媒体 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録された電子計算機による処理に使用される磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であつて、実施機関が管理しているものをいう。
- (7) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (8) 受託事業者 実施機関又は指定管理者から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの（当該委託を受けたものから当該事務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該事務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものを含む。）をいう。
- (9) 受託事業従事者等 受託事業者が受託した事務に従事している者及び従事していた者をいう。
- (10) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者であつて、市の公の施設の管理を行うものをいう。
- (11) 指定管理業務従事者等 指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者及び従事していた者をいう。
- (12) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を行うため実施機関に派遣され、当該実施機関の事務に従事している者をいう。

(13) 派遣労働者等 派遣労働者及び派遣労働者であつた者をいう。

(平 2 7 条例 2 1 ・ 平 2 7 条例 2 8 ・ 一部改正)

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、個人の権利利益を十分尊重して、この条例を解釈し、運用するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第 1 節 個人情報の適正な取扱い

(個人情報取扱事務の届出)

第 6 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される公文書又は電磁的記録媒体を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の主な収集先
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を習志野市個人情報

保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、市の職員又は職員であつた者に係る人事、給与及び福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

（平27条例21・一部改正）

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

（2）審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令等に定めがあるとき。

（2）本人の同意があるとき。

（3）公知性の生じた個人情報であるとき。

（4）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（5）所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

（6）他の実施機関から次条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

（7）審議会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することに相当

の理由があると認められるとき。

4 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

(平27条例21・平27条例27・一部改正)

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 公知性の生じた個人情報であるとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

(平27条例21・一部改正)

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的に特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を取扱目的以外の目的のために自ら利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平27条例21・追加)

(実施機関以外のものに対する提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的

若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

2 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

3 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

（適正管理）

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなつた個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（委託等に伴う措置等）

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託し、指定管理者に市の公の施設の管理を行わせ、又は派遣労働者に事務を行わせるに当たっては、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託事業者及び指定管理者は、その事務を行うに当たっては、安全確保の措置を講じなければならない。

3 受託事業者及び受託事業者であつたもの、受託事業従事者等、指定管理者及び指定管理者であつたもの、指定管理業務従事者等並びに派遣労働者等は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平 1 7 条例 1 ・ 平 2 7 条例 2 1 ・ 一部改正)

(職員等の義務)

第 1 2 条 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であつた者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 2 節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等

(平 1 6 条例 2 7 ・ 改称)

(開示請求)

第 1 3 条 何人も、実施機関に対し、公文書又は電磁的記録媒体に記録された自己の個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 実施機関が特別の理由があると認めるときは、代理人により開示請求をすることができる。ただし、特定個人情報にあつては、特別の理由の有無にかかわらず、代理人により開示請求をすることができる。

(平 2 7 条例 2 1 ・ 一部改正)

(開示請求の手続)

第 1 4 条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 代理人が開示請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所

(3) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(平 2 7 条例 2 7 ・ 一部改正)

(開示請求に対する決定等)

第 1 5 条 実施機関は、前条第 1 項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して 1 4 日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者(以下「開示請求

者」という。) に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該開示をする日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第19条の2の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書の提出があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項の期間内に、当該決定をすることができない理由及び延長する期間を書面で通知しなければならない。

(平27条例21・平27条例27・一部改正)

(開示請求に係る事案の移送)

第15条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において前条第1項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。

2 実施機関は、前項の規定による移送をしたときは、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該請求について、前条第1項の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

(平27条例21・追加)

(第三者の意見の聴取等)

第16条 実施機関は、開示しようとする個人情報に開示請求者及び市以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該第三者から当該第三者に関する情報の開示に反対の意思が表示されたときに、第15条第3項の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平27条例27・一部改正)

(開示の実施)

第17条 個人情報の開示をする旨の決定通知を受けた者は、当該個人情報の開示を受ける場合には、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 個人情報が公文書に記録されている場合 当該公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写しの交付

(2) 個人情報が電磁的記録媒体に記録されている場合 当該電磁的記録媒体から印字装置を用いて出力した物の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは写しの交付又は規則で定める方法

3 実施機関は、前項第1号に規定する方法により個人情報を開示しようとする場合において、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときその他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書の写しの当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又はその写しの交付により開示することができる。

(平27条例21・一部改正)

(開示しないことができる個人情報)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとき。

(2) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるとき。

(4) 個人の評価、診断、指導、相談、選考、試験等に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(5) 開示することにより、人の生命、身体、健康、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとき。

(6) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国、他の地方公共団体、公共団体若しくは公共的団体(以下「国等」という。)との間における審議、検討又は協議等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(7) 市又は国等の機関が行う監査、検査、争訟、交渉等に係る事務事業に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれ、又は当該事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条の規定により開示しないことができる個人情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければなら

ない。ただし、当該部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

(平 2 7 条例 2 1 ・ 一部改正)

(個人情報 の 存 否 に 関 する 情 報)

第 1 9 条 の 2 開 示 請 求 に 対 し、 当 該 開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 が 存 在 し て い る か 否 か を 答 え る だ け で、 非 開 示 情 報 を 開 示 す る こ と と な る と き は、 実 施 機 関 は、 当 該 個 人 情 報 の 存 否 を 明 ら か に し な い で、 当 該 開 示 請 求 を 拒 否 す る こ と が で き る。

(平 2 7 条例 2 1 ・ 追加)

(開 示 請 求 及 び 開 示 の 特 例)

第 2 0 条 実 施 機 関 が あ ら か じ め 定 め た 個 人 情 報 に つ い て は、 第 1 4 条 第 1 項 の 規 定 に か か わ ら ず、 開 示 請 求 は、 口 頭 に よ り 行 う こ と が で き る。

2 実 施 機 関 は、 前 項 の 規 定 に よ り 口 頭 に よ る 開 示 請 求 が あ っ た と き は、 当 該 開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 を 開 示 す る か ど う か の 決 定 を し な い で、 直 ち に 開 示 す る も の と す る。 こ の 場 合 に お い て、 開 示 は、 第 1 7 条 第 2 項 及 び 第 3 項 の 規 定 に か か わ ら ず、 市 長 が 別 に 定 め る 方 法 に よ り 行 う も の と す る。

3 第 1 4 条 第 2 項 及 び 第 1 7 条 第 1 項 の 規 定 は、 第 1 項 の 規 定 に よ る 口 頭 に よ る 開 示 請 求 に つ い て 準 用 す る。

(訂 正 請 求)

第 2 1 条 何 人 も、 第 1 5 条 第 1 項 の 決 定 に よ り 開 示 を 受 け た 自 己 の 個 人 情 報 に 事 実 の 誤 り が あ る と 認 め る と き は、 実 施 機 関 に 対 し、 そ の 訂 正 の 請 求 (以 下 「訂 正 請 求」 と い う。) を す る こ と が で き る。

2 第 1 3 条 第 2 項 の 規 定 は、 訂 正 請 求 に つ い て 準 用 す る。

(訂 正 請 求 の 手 続)

第 2 2 条 訂 正 請 求 を し よ う と す る 者 は、 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 し た 請 求 書 を 実 施 機 関 に 提 出 し な け れ ば な ら ない。

(1) 訂 正 請 求 を し よ う と す る 者 の 氏 名 及 び 住 所

(2) 代 理 人 が 訂 正 請 求 を し よ う と す る 場 合 に あ っ て は、 本 人 の 氏 名 及 び 住 所

(3) 訂 正 請 求 を し よ う と す る 個 人 情 報 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項

(4) 訂 正 を 求 め る 内 容

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報に訂正するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報について適正と認める方法により訂正をした上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。

5 第15条第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(平27条例27・一部改正)

(訂正請求に係る事案の移送)

第23条の2 実施機関は、訂正の請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において前条第1項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。

2 実施機関は、前項の規定による移送をしたときは、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求について、前条第1項の決定をしなければならない。

(平27条例21・追加、平27条例27・一部改正)

(特定個人情報の提供先への通知)

第23条の3 実施機関は、第23条第3項の規定により特定個人情報の訂正の

実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（平27条例21・追加、平27条例28・一部改正）

（利用停止請求）

第24条 何人も、自己の個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

（1） 第7条各項の規定に違反して収集されたとき、第8条若しくは第8条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の消去又は利用の停止

（2） 第8条、第9条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

（平16条例27・追加、平27条例21・平27条例28・一部改正）

（利用停止請求の手續）

第25条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

（1） 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

（2） 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所

（3） 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

（4） 利用停止を求める内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(平16条例27・追加)

(利用停止請求に対する決定等)

第26条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求に係る個人情報について適正と認める方法により利用停止をした上、当該利用停止の内容を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。

5 第15条第5項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

(平16条例27・追加、平27条例27・一部改正)

(不服審査の特例)

第27条 第15条第1項、第23条第1項若しくは前条第1項の規定による決定（以下「開示等決定」という。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 習志野市行政不服審査法施行条例（平成27年条例第23号）第3条の習志野市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、次条に規定する諮問に応じ、審査請求について調査審議するための附属機関とする。

(平27条例27・全改)

(審査会への諮問)

第27条の2 開示等決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して、行政不服審査法に基づく審査請求があつた場合は、次に掲げ

るときを除き、当該審査請求に係る審査庁は、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき(第16条第1項の規定により第三者の意見を聴いた場合に、当該第三者に関する情報の開示に反対の意思が表示されたときを除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。

(5) 審査請求人から、審査会への諮問を希望しない旨の申出がされているとき(参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)から、審査会に諮問しないことについて反対する旨の申出がされているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問した審査庁(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平27条例27・追加)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第27条の3 第16条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る第15条第1項の決定(開示請求に係る個人情報の全部

を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平 2 7 条例 2 7 ・ 追加)

(審査会の調査権限)

第 2 8 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る公文書又は電磁的記録媒体に記録されたものの提出を求め、審査請求人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問庁は、当該公文書又は電磁的記録媒体に記録されたものの提出を拒むことはできないものとする。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書若しくは資料の提出を求め、又は参考人に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。

(平 1 6 条例 2 7 ・ 旧第 2 6 条繰下・一部改正、平 2 7 条例 2 1 ・ 一部改正、平 2 7 条例 2 7 ・ 旧第 2 9 条繰上・一部改正)

(審査会における事件の取扱い)

第 2 9 条 審査会は、市長が定めるところにより、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、市長が定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査請求人等は、市長が定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料(前条第 1 項に規定する公文書及び電磁的記録媒体に記録されたものを除く。)の閲覧(電磁的記録媒体に記録されている場合にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し(電磁的記録媒体に記録されている場合にあつては、当該電磁的記録媒体から印字装置を用いて出力した物の写し)

の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことはできない。

5 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 第4項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納付しなければならない。

7 前項の規定により納付する手数料の額並びに手数料の減額及び免除については、習志野市行政不服審査法施行条例第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第81条第3項の規定により読み替えて準用される法第78条第4項」とあるのは「習志野市個人情報保護条例第29条第6項」と、同条第2項中「審査会」とあるのは「市長」とする。

8 審査会の審議は、非公開とする。

9 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平27条例27・追加)

(苦情の処理)

第30条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平16条例27・旧第29条線下)

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の自主的対応のための指導助言)

第31条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(平16条例27・旧第30条線下)

(説明又は資料の提出の要求)

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者

対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 1 条線下)

(是正の勧告)

第 3 3 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 2 条線下)

(事実の公表)

第 3 4 条 市長は、事業者が第 3 2 条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者に対し弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 3 条線下・一部改正)

(個人情報保護審議会)

第 3 4 条の 2 個人情報保護制度を適正かつ円滑に推進するため、審議会を置く。

2 審議会は、委員 5 人以内をもって組織し、個人情報保護制度に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 2 7 条例 2 7 ・追加)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 3 5 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保

護するために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(平 1 6 条例 2 7 ・ 旧 第 3 4 条 繰 下)

第 4 章 雑 則

(費用負担)

第 3 6 条 第 1 7 条 第 2 項 及 び 第 3 項 の 規 定 に よ る 個 人 情 報 の 開 示 の 写 し の 交 付 並 び に 同 条 第 2 項 第 2 号 の 規 則 で 定 め る 方 法 に 要 す る 費 用 は、 開 示 請 求 者 の 負 担 と し、 そ の 額 は 規 則 で 定 め る。 た だ し、 市 長 は、 経 済 的 困 難 そ の 他 特 別 の 理 由 が あ る と 認 め る と き は 減 額 し、 又 は 免 除 す る こ と が で き る。

(平 1 5 条例 1 ・ 全 改、 平 1 6 条例 2 7 ・ 旧 第 3 5 条 繰 下、 平 2 7 条例 2 1 ・ 一 部 改 正)

(他の制度との調整)

第 3 7 条 この 条 例 は、 他 の 法 令 等 (習 志 野 市 情 報 公 開 条 例 を 除 く。) に 基 づ き、 自 己 の 個 人 情 報 (特 定 個 人 情 報 を 除 く。) の 開 示 又 は 訂 正 の 手 続 が 定 め ら れ て いる 場 合 に は、 適 用 し な い。

2 この 条 例 は、 市 の 図 書 館 そ の 他 の こ れ ら に 類 す る 施 設 に お い て、 一 般 の 利 用 に 供 す る こ と を 目 的 と し て 保 有 さ れ て いる 個 人 情 報 に つ い て は、 適 用 し な い。

(平 1 6 条例 2 7 ・ 旧 第 3 6 条 繰 下、 平 2 7 条例 2 1 ・ 一 部 改 正)

(運用状況の公表)

第 3 8 条 市 長 は、 毎 年 1 回、 こ の 条 例 の 運 用 状 況 を 取 り ま と め、 こ れ を 公 表 す る も の と す る。

(平 1 6 条例 2 7 ・ 旧 第 3 7 条 繰 下)

(委任)

第 3 9 条 この 条 例 に 定 め る も の の ほ か、 こ の 条 例 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 市 長 が 定 め る。

(平 1 6 条例 2 7 ・ 旧 第 3 8 条 繰 下)

第 5 章 罰 則

(平 1 6 条例 2 7 ・ 追 加)

第 4 0 条 実 施 機 関 の 職 員 若 し く は 職 員 で あ っ た 者、 受 託 事 業 従 事 者 等、 指 定 管 理 業 務 従 事 者 等 又 は 派 遣 労 働 者 等 が、 正 当 な 理 由 が な い の に、 個 人 の 秘 密 に 属

する事項が記録された特定の個人情報で、電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（平16条例27・追加、平17条例1・平27条例21・一部改正）

第41条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報であつて、実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（平16条例27・追加）

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録媒体の記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（平16条例27・追加、平27条例21・一部改正）

第43条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく公文書又は電磁的記録媒体に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

（平16条例27・追加、平27条例21・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（習志野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

2 習志野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和58年条例第14号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第6条第1項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で、現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、速やかに」と読み替えて適用する。

4 この条例の施行の際現に行われている国及び他の地方公共団体等の電子計算

組織との通信回線による有機的結合については、第9条第3項中「提供しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に提供しているときは、この条例の施行の日以後、速やかに」と読み替えて適用する。

- 5 この条例の施行の前に行われた旧条例第9条の規定による個人情報の開示、訂正の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の習志野市個人情報保護条例第35条の規定は、この条例の施行の日以後になされる自己の個人情報の開示の請求に係る個人情報の開示から適用し、同日前になされた自己の個人情報の開示の請求に係る個人情報の開示については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月24日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の第27条又は第28条の規定によりされた申出については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条に6号を加える改正規定、第11条及び第40条の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

（習志野市債権管理条例の一部改正）

- 2 習志野市債権管理条例（平成24年条例第20号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成 27 年 12 月 25 日条例第 27 号）

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の習志野市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第 18 条の規定により習志野市情報公開審査会に諮問した不服申立て又は第 2 条の規定による改正前の習志野市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第 27 条の規定により習志野市個人情報保護審議会に諮問した不服申立てであって、施行日の前日において処分庁又は審査庁による決定又は裁決がなされていないものについては、それぞれ第 1 条の規定による改正後の習志野市情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第 19 条又は第 2 条の規定による改正後の習志野市個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）第 27 条の 2 の規定に基づき習志野市行政不服審査会に諮問されたものとみなす。

3 前項の場合において、施行日前に習志野市情報公開審査会又は習志野市個人情報保護審議会が旧情報公開条例又は旧個人情報保護条例の規定に基づいてした手続その他の行為については、習志野市行政不服審査会により新情報公開条例又は新個人情報保護条例の相当規定に基づいてされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第 28 条第 2 項の規定により委嘱されている習志野市個人情報保護審議会の委員は、新個人情報保護条例第 34 条の 2 第 2 項の規定により習志野市個人情報保護審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日条例第 28 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。